

四日市市火災予防条例に基づく炉等の点検及び整備を行わせるために必要な知識及び技能を有する者の指定について

平成 10 年 4 月 1 日消防本部告示第 1 号

改正

平成 23 年 2 月 7 日消本告示第 1 号

四日市市火災予防条例（昭和 48 年四日市市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 1 項第 9 号及び第 20 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - （1）液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油機器技術管理士試験に合格した者（石油機器技術管理士）
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許、2 級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）
 - （2）電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第 13 条第 1 項第 9 号（条例第 13 条第 3 項、第 14 条第 2 項、同条第 3 項、第 15 条第 2 項、同条第 4 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - （1）電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - （2）電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - （3）社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第 14 条第 2 項及び第 3 項において条例第 13 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
 - （4）社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備

整備資格者)(条例第 1 5 条第 2 項及び第 4 項において条例第 1 3 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。)

(5) 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第 1 6 条第 2 項において条例第 1 3 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。)

3 条例第 2 0 条第 1 項第 1 3 号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油機器技術管理士試験に合格した者(石油機器技術管理士)

4 前 1 及び 3 の必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものが行うべき液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備の範囲は、下表に掲げる部分の点検及び整備とする。

大 分 類		小 分 類	
1	送風関係	1	燃焼用送風機(フィルターを除く。)
		2	温風用送風機(ガードを除く。)
2	点火・燃焼関係	1	油量調節器
		2	油ポンプ
		3	ノズル
		4	バーナー(芯式を除く。)
		5	点火変圧器
		6	点火電極
		7	点火ヒーター(乾電池を熱源とするものを除く。)
		8	熱交換器
3	安全装置関係	1	炎監視装置
		2	制御機構
		3	温度調節器
		4	加熱防止装置
		5	空たき防止装置
		6	停電時安全装置
		7	耐震自動消火装置
4	油タンク・燃料配管関係	1	油タンク(芯式及びカートリッジ式を除く。)
		2	電磁弁
		3	燃料配管
		4	燃料バルブ

5	電装品類	1	スイッチ類
		2	ランプ類
		3	タイマー類
		4	ヒューズ類
6	その他	1	消音器